

株式会社日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」対象者における
地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う者であることの証明実施要領

(目的)

第1条 この要領は、株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）の実施する「地域活性化・雇用促進資金」の対象者における地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う者であることの証明を、堺市（以下、「市」という。）が行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要領における証明の対象者は、株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に定める中小企業者であって、市内に店舗、工場、事業所を有し、「堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を統合した計画である「堺市基本計画 2025」に合致した地方創生に資する事業を行うもので、イノベーションを生み出す産業の創出等を目的とした別表1に定める産業戦略部各課にて所管する事業等に参加、利用又は認定された者とする。

(申請)

第3条 証明を受けようとする者は、次の各号の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う者であることの証明に関する申請書（様式第1号）
- (2) 別表1に定める事業等に参加、利用又は認定されたことを証する書類（補助金交付決定書、計画認定通知書等）
- (3) 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（原本）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(有効期間)

第4条 証明の有効期間は、当該証明の日から起算して6か月とする。

(情報の提供及び照会)

第5条 市は、証明に当たり事業者から得た情報について、公庫に提供し、関係機関に照会することができる。ただし、その他の第三者や、証明に関する目的以外には使用しない。

(協議)

第6条 この要領に定めのない事項は、市と公庫が協議の上別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年7月16日から施行する。

別表 1

所管課	対象事業（支援対象）等
イノベーション投資促進室	先端設備等導入計画の認定
	堺市イノベーション投資促進条例の認定
	企業成長促進補助金
中百舌鳥イノベーション創出拠点担当	アクセラレーションプログラム ・さかいアクセラ（SaCLa） ・INNOVATORS BOOTCAMP in SAKAI ・さかいスタートアップアクセラレーション業務 ・さかいスタートアップグロースプログラム業務
	社会的インパクト創出につながるアクセラレーション業務
	堺市スタートアップ実証推進事業
	ベンチャー調達認定制度
	インキュベーション支援（S-Cube 入居者及び退去者※）
地域産業課	堺市 DX 新規事業創出業務
	堺市新事業チャレンジ支援補助金

（※）申請時点で入居している者及び、過去に入居していた者のうち、現在も入居時と同一内容の事業を継続して行っているもの。